

【令和5年9月募集時点】

高知市福寿園

指定管理者募集要項

令和5年7月

高知市健康福祉部高齢者支援課

【令和5年12月募集時点】

高知市福寿園

指定管理者募集要項

令和5年11月

高知市健康福祉部高齢者支援課

【令和5年9月募集時点】

高知市福寿園指定管理者募集要項

1 対象施設の概要

- (1) 名称
高知市福寿園
- (2) 所在地
高知市福井町748番地
- (3) 設置目的
高齢者の心身の健康及び福祉の増進を図るとともに、高齢者の交流の場の提供等をするため
- (4) 施設概要
延床面積合計 7,936.22㎡
敷地面積 15,095.75㎡
① 養護老人ホーム
構造 鉄筋コンクリート造3階建
延床面積 6,112.71㎡
居室（1人用124室，2人用3室），静養室，デイルーム，多目的ホール，浴室，リラクゼーションルーム，洗面所，便所，医務室，調理室，配膳室，宿直室，職員室，事務室，洗濯室，処理室，霊安室等
- ② 元氣ふれあい館
構造 鉄筋コンクリート造2階建
延床面積 1,533.23㎡
研修室，栄養実習室，和室，交流支援室A，交流支援室B，交流支援室C，機能訓練室，運動指導室，事務室，施設長室等
- ③ 集会所
構造 鉄骨造平家建
延床面積 134㎡
- ④ 車庫
構造 木造平家建
延床面積 50㎡
- ⑤ 駐車場
4か所52台分（うち障害者用1台分）
- ⑥ 防災備蓄倉庫
構造 鉄骨造折板葺2階建
延床面積 106.28㎡

- ※ その他詳細は，別添「平面図」を参照してください。
- ※ 防災備蓄倉庫に係る指定管理者業務は，善良なる管理者の注意義務による建物管理であり，当該倉庫内の備蓄品の管理は必要ありません。
- (5) 消防法上の位置付け：消防法（昭和23年法律第186号）に基づく防火管理者選任，消防設備点検報告等義務があり，消防法施行令（昭和36年政令第37号）別表第1の16項イに該当（養護老人ホームは6項ロ，元氣ふれあい館は15項に該当）する。

【令和5年12月募集時点】

高知市福寿園指定管理者募集要項

1 対象施設の概要

- (1) 名称
高知市福寿園
- (2) 所在地
高知市福井町748番地
- (3) 設置目的
高齢者の心身の健康及び福祉の増進を図るとともに，高齢者の交流の場の提供等をするため
- (4) 施設概要
延床面積合計 7,936.22㎡
敷地面積 15,095.75㎡
ア 養護老人ホーム
構造 鉄筋コンクリート造3階建
延床面積 6,112.71㎡
居室（1人用124室，2人用3室），静養室，デイルーム，多目的ホール，浴室，リラクゼーションルーム，洗面所，便所，医務室，調理室，配膳室，宿直室，職員室，事務室，洗濯室，処理室，霊安室等
- イ 元氣ふれあい館
構造 鉄筋コンクリート造2階建
延床面積 1,533.23㎡
研修室，栄養実習室，和室，交流支援室A，交流支援室B，交流支援室C，機能訓練室，運動指導室，事務室，施設長室等
- ウ 集会所
構造 鉄骨造平家建
延床面積 134㎡
- エ 車庫
構造 木造平家建
延床面積 50㎡
- オ 駐車場
4か所52台分（うち障害者用1台分）
- カ 防災備蓄倉庫
構造 鉄骨造折板葺2階建
延床面積 106.28㎡

- ※ その他詳細は，別添「平面図」を参照してください。
- ※ 防災備蓄倉庫に係る指定管理者業務は，善良なる管理者の注意義務による建物管理であり，当該倉庫内の備蓄品の管理は必要ありません。
- (5) 消防法上の位置付け：消防法（昭和23年法律第186号）に基づく防火管理者選任，消防設備点検報告等義務があり，消防法施行令（昭和36年政令第37号）別表第1の16項イに該当（養護老人ホームは6項ロ，元氣ふれあい館は15項に該当）する。

【令和5年9月募集時点】

2 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間の予定

3 指定管理者に代行させる業務等の範囲

高知市福寿園条例（平成16年条例第9号。以下「条例」という。）第7条に規定する以下の業務（以下「管理運営業務」という。）です。詳細は別添「高知市福寿園指定管理者仕様書」のとおりです。

<参考（条例を抜粋）>

（指定管理者が行う業務）

第7条 前条第1項の規定に基づき指定管理者が管理を行う場合において、指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) ふれあい館の施設又は設備の使用の許可に関する業務
- (2) 福寿園の維持管理に関する業務
- (3) 第3条の事業に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、第1条の設置目的を達成するために市長が必要と認める業務

4 指定管理料

(1) 指定管理料

上記に定める指定期間における各年度の管理運営業務に係る費用の参考価格は令和6年度及び令和9年度は13,857,775円、令和7年度、令和8年度及び令和10年度は13,820,885円（消費税及び地方消費税、事業所税その他一切の経費を含む。）です。提案された指定管理料がこの参考価格を上回っている場合は、指定候補者として選定しない場合があります。

指定管理料の提案額の算定に当たっては、消費税及び地方消費税の税率を現行税率（1.0%）で計算してください。

なお、各年度の指定管理料は、予算案の議決を経て決定するものであり、提案される指定管理料は、指定候補者を選定する上での参考資料として使用するものです。各年度の指定管理料を保証するものではありません。

また、指定期間中に高知市が条例に定める使用料を改定した場合は、高知市の承認を得た上で、使用料を変更できるものとします。

(2) 指定管理料の支払

各年度の指定管理料は、年度ごとに協定を締結し、当該協定で定める支払い方法により支払います。

【令和5年12月募集時点】

2 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間の予定

3 指定管理者に代行させる業務等の範囲

高知市福寿園条例（平成16年条例第9号。以下「条例」という。）第7条に規定する以下の業務（以下「管理運営業務」という。）です。詳細は別添「高知市福寿園指定管理者仕様書」のとおりです。

<参考（条例を抜粋）>

（指定管理者が行う業務）

第7条 前条第1項の規定に基づき指定管理者が管理を行う場合において、指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) ふれあい館の施設又は設備の使用の許可に関する業務
- (2) 福寿園の維持管理に関する業務
- (3) 第3条の事業に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、第1条の設置目的を達成するために市長が必要と認める業務

4 指定管理者の収入として見込まれるもの

元氣ふれあい館に関する管理運営業務の会計と養護老人ホームに関する管理運営業務の会計は、別会計とし、経理区分を設けてください。

(1) 元氣ふれあい館分の収入について

ア 指定管理料

上記に定める指定期間における各年度の管理運営業務に係る費用の参考価格は令和6年度及び令和9年度は16,188,000円、令和7年度、令和8年度及び令和10年度は16,151,000円（消費税及び地方消費税、事業所税その他一切の経費を含む。）です。提案された指定管理料がこの参考価格を上回っている場合は、指定候補者として選定しない場合があります。

指定管理料の提案額の算定に当たっては、消費税及び地方消費税の税率を現行税率（1.0%）で計算してください。

なお、各年度の指定管理料は、予算案の議決を経て決定するものであり、提案される指定管理料は、指定候補者を選定する上での参考資料として使用するものです。各年度の指定管理料を保証するものではありません。

また、指定期間中に高知市が条例に定める使用料を改定した場合は、高知市の承認を得た上で、使用料を変更できるものとします。

イ 指定管理料の支払

各年度の指定管理料は、年度ごとに協定を締結し、当該協定で定める支払い方法により支払います。

(2) 養護老人ホーム分の収入

老人福祉法（昭和38年法律第133号）第11条第1項第1号による措置費については、措置の実績により、措置市町村から支払われます。令和6年度より令和16年3月議会まで当該歳入歳出予算の承認が得られた後、1人当たり月額2,700円程度の単価設定を予定しています。

ただし、福寿園は公設民営施設のため、民間施設給与等改善費は加算されませんが、高知市が措置決定した入所者の民間施設給与等改善費（人件費分のみ）に相当する額

【令和5年9月募集時点】

は、別途指定管理料として支払います。

5 利用料金

(1) 利用料金の設定

指定管理者は、利用料金を条例第17条の規定により高知市の承認を得て条例第14条に定める使用料の範囲内で自らの責任において決定し、条例第17条第1項の規定により自らの収入として収受します。

(2) 利用料の無料

ふれあい館を条例第4条第2項に規定する者が使用するとき、利用料は無料とします。

(3) 利用料金の減免

条例第17条第4項において準用する条例第15条の規定に基づき利用料金を減額し、又は免除する場合は、高知市福寿園条例施行規則（平成16年規則第60号。以下「規則」という。）第11条の規定によるものとします。

6 自主事業の実施

条例第7条の規定に基づき自主的に事業を行い、料金を定める場合は、高知市の承認を得て、自らの責任において決定し、自らの収入として収受します。

7 申請資格

(1) 指定期間中、安全かつ円滑に高知市福寿園を管理運営できる社会福祉法人（以下「法人」という。）であり、個人でないこととします。

(2) 高知市に主たる事務所を設置していることとします。なお、申請時点で、主たる事務所を設置していない法人であっても、当該施設の指定期間の始期までに設置できる法人であれば申請可能とします。

※注 「主たる事務所」とは、協定締結権限等一定の代理権を付与されている従業員が配置されたものかつ高知県税及び高知市税を納めるもの（法人住民税を納める必要がない場合を除く。）をいいます。

(3) 次のいずれかに該当する法人は、申請できません。また、協定締結までの期間に該当することとなった場合は、指定管理者としての資格を喪失したものとします。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、本市の一般競争入札等の参加を制限されている法人

イ 高知市から指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から1年を経過しない法人

ウ 高知市から指定管理者の業務の全部又は一部を停止され、停止期間満了の日から6か月を経過しない法人

エ 税（国税（法人税及び消費税）、高知県税及び高知市税（高知市に主たる事務所を設置していない法人は、主たる事務所を設置している自治体の税））を滞納している法人

オ 手形又は銀行取引引停止処分がなされ、又は支払停止事由が発生し、これが改善していない法人

カ 差押、仮差押又は仮処分がなされ、これが解消していない法人

キ 破産、会社整理又は特別清算その他倒産等に関する法律の手續について申立て（債権者が申立てを行った場合を除く。7(3)クにおいて同じ。）がなされた法人

【令和5年12月募集時点】

は、別途指定管理料として支払います。

5 利用料金

(1) 利用料金の設定

指定管理者は、利用料金を条例第17条の規定により高知市の承認を得て条例第14条に定める使用料の範囲内で自らの責任において決定し、条例第17条第1項の規定により自らの収入として収受します。

(2) 利用料の無料

ふれあい館を条例第4条第2項に規定する者が使用するとき、利用料は無料とします。

(3) 利用料金の減免

条例第17条第4項において準用する条例第15条の規定に基づき利用料金を減額し、又は免除する場合は、高知市福寿園条例施行規則（平成16年規則第60号。以下「規則」という。）第11条の規定によるものとします。

6 自主事業の実施

条例第7条の規定に基づき自主的に事業を行い、料金を定める場合は、高知市の承認を得て、自らの責任において決定し、自らの収入として収受します。

7 申請資格

(1) 指定期間中、安全かつ円滑に高知市福寿園を管理運営できる社会福祉法人（以下「法人」という。）であり、個人でないこととします。

(2) 高知市に主たる事務所を設置していることとします。なお、申請時点で、主たる事務所を設置していない法人であっても、当該施設の指定期間の始期までに設置できる法人であれば申請可能とします。

※注 「主たる事務所」とは、協定締結権限等一定の代理権を付与されている従業員が配置されたものかつ高知県税及び高知市税を納めるもの（法人住民税を納める必要がない場合を除く。）をいいます。

(3) 次のいずれかに該当する法人は、申請できません。また、協定締結までの期間に該当することとなった場合は、指定管理者としての資格を喪失したものとします。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、本市の一般競争入札等の参加を制限されている法人

イ 高知市から指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から1年を経過しない法人

ウ 高知市から指定管理者の業務の全部又は一部を停止され、停止期間満了の日から6か月を経過しない法人

エ 税（国税（法人税及び消費税）、高知県税及び高知市税（高知市に主たる事務所を設置していない法人は、主たる事務所を設置している自治体の税））を滞納している法人

オ 手形又は銀行取引引停止処分がなされ、又は支払停止事由が発生し、これが改善していない法人

カ 差押、仮差押又は仮処分がなされ、これが解消していない法人

キ 破産、会社整理又は特別清算その他倒産等に関する法律の手續について申立て（債権者が申立てを行った場合を除く。7(3)クにおいて同じ。）がなされた法人

【令和5年9月募集時点】

- ク 会社更生又は民事再生の手続について申立てがなされ、この手続が終了していない法人
- ケ 当該公の施設の管理運営に必要な許認可等について、監督官庁から許認可等を取り消され、その取消しの日から1年を経過しない法人
- コ 当該公の施設の管理運営に必要な許認可等について、監督官庁から許認可等の停止処分を受け、又はその停止期間満了の日から3か月を経過しない法人
- サ 当該公の施設の管理運営に必要な許認可等について、監督官庁から指導を受け、その状況が改善していない法人
- シ 次に掲げる者が、支配人、無限責任社員、取締役、監査役若しくはこれらに準ずべき地位に就任し、又は、実質的に経営等に関与している法人
 - (7) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員をいう。）
 - (1) 高知市議会議員及び高知市長
- ス 公募説明会及び施設見学に参加しなかった法人

8 公募及び選定スケジュール

公募及び選定のスケジュールは、以下のとおりです。

(1) 募集要項の配布期間	令和5年7月21日（金）～8月7日（月）
(2) 公募説明会及び施設見学	令和5年8月10日（木）
(3) 質問書提出期間	令和5年8月10日（木）～8月18日（金）
(4) 質問に対する回答	令和5年8月28日（月）
(5) 申請書の提出期間	令和5年9月4日（月）～9月19日（火）
(6) 書類審査	令和5年9月20日（水）～9月29日（金）
(7) 高知市指定管理者審査委員会（以下「審査委員会」という。）による審査	令和5年10月上旬～10月下旬（予定）
(8) 選定結果の通知	令和5年11月中旬（予定）
(9) 議会提案	令和5年12月上旬
(10) 指定管理者の指定	令和5年12月定例会市議会議決後
(11) 管理運営業務の詳細について協議	令和6年1月上旬～（予定）

※ 審査委員会は、申請者の採点及び順位付けを行うのが主な役割です。市は、審査結果を踏まえ、指定候補者（指定管理者として指定すべく市議会に提案する法人）を選定します。指定管理者の指定は、議会の議決を要しますので、議決が得られて正式決定となり、それまでは指定候補者として扱われます。

9 募集要項等の配布

- (1) 配布方法
 - 窓口に配布します。窓口に来所することが難しい場合は、高知市ホームページからダウンロードしてください。郵送による配布は行いません。
 - ア 配布期間
 - 令和5年7月21日（金）～8月7日（月）
- ただし、窓口配布は、土曜日、日曜日を除きます。

【令和5年12月募集時点】

- ク 会社更生又は民事再生の手続について申立てがなされ、この手続が終了していない法人
- ケ 当該公の施設の管理運営に必要な許認可等について、監督官庁から許認可等を取り消され、その取消しの日から1年を経過しない法人
- コ 当該公の施設の管理運営に必要な許認可等について、監督官庁から許認可等の停止処分を受け、又はその停止期間満了の日から3か月を経過しない法人
- サ 当該公の施設の管理運営に必要な許認可等について、監督官庁から指導を受け、その状況が改善していない法人
- シ 次に掲げる者が、支配人、無限責任社員、取締役、監査役若しくはこれらに準ずべき地位に就任し、又は、実質的に経営等に関与している法人
 - (7) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員をいう。）
 - (1) 高知市議会議員及び高知市長
- ス 公募説明会及び施設見学に参加しなかった法人

8 公募及び選定スケジュール

公募及び選定のスケジュールは、以下のとおりです。

(1) 募集要項の配布期間	令和5年11月24日（金）～12月8日（金）
(2) 公募説明会及び施設見学	令和5年12月12日（火）
(3) 質問書提出期間	令和5年12月8日（金）～12月15日（金）
(4) 質問に対する回答	令和5年12月19日（火）
(5) 申請書の提出期間	令和5年12月19日（火）～12月28日（木）
(6) 書類審査	令和6年1月4日（木）～1月12日（金）
(7) 高知市指定管理者審査委員会（以下「審査委員会」という。）による審査	令和6年1月中旬～1月下旬（予定）
(8) 選定結果の通知	令和6年1月下旬（予定）
(9) 議会提案	令和6年2月又は3月（予定）
(10) 指定管理者の指定	令和6年2月市議会臨時会議決後又は 令和6年3月市議会定例会議決後（予定）
(11) 管理運営業務の詳細について協議	令和6年2月市議会臨時会議決後又は 令和6年3月市議会定例会議決後（予定）

※ 審査委員会は、申請者の採点及び順位付けを行うのが主な役割です。市は、審査結果を踏まえ、指定候補者（指定管理者として指定すべく市議会に提案する法人）を選定します。指定管理者の指定は、議会の議決を要しますので、議決が得られて正式決定となり、それまでは指定候補者として扱われます。

9 募集要項等の配布

- (1) 配布方法
 - 窓口に配布します。窓口に来所することが難しい場合は、高知市ホームページからダウンロードしてください。郵送による配布は行いません。
 - ア 配布期間
 - 令和5年11月24日（金）～12月8日（金）
- ただし、窓口配布は、土曜日、日曜日を除きます。

【令和5年9月募集時点】

- イ 窓口配布時間
午前9時～正午、午後1時～5時
- ウ 配布場所
高知市健康福祉部高齢者支援課
〒780-8571
高知市本町五丁目1番45号 本庁舎2階
電話番号 088-823-9441
FAX番号 088-823-9434
- エ 高知市ホームページアドレス
<https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/130/r5boshu-hukujuen.html>

(2) 配布資料

- ア 高知市福寿園指定管理者募集要項
- イ 高知市福寿園平面図
- ウ 高知市福寿園指定管理者仕様書
- エ オ 高知市福寿園各管理業務の仕様書
高知市福寿園事業実績資料
- カ 高知市福寿園管理運営に関する基本協定書(案)
- キ ク ケ コ 高知市福寿園管理運営に関する年度協定書(案)
高知市福寿園指定管理者に係るリスク分担表(以下「選定基準書」という。)
高知市福寿園指定管理者選定基準書(以下「選定基準書」という。)
コ 条例、規則、高知市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年条例第10号)、高知市福寿園養護老人ホーム管理規程(平成21年庁達第12号)、高知市高齢者緊急一時宿泊事業実施要綱(平成26年制定)、社会福祉施設における防火安全対策の強化について(昭和62年社施第107号)、高知市障書を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領(平成28年制定)、高知市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成17年条例第69号)、高知市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則(平成17年規則第126号)及び指定管理者業務評価指針
- サ シ ス セ ソ タ チ ツ テ ト ナ ニ 高知市公の施設に係る指定管理者公募説明会及び施設見学参加申込書(様式ア)
高知市公の施設に係る指定管理者指定申請に関する質問書(様式イ)
高知市公の施設に係る指定管理者指定申請辞退届出書(様式ウ)
高知市公の施設に係る指定管理者指定申請書(様式1)
法人の概要書(様式2)
事業計画書(様式3)
高知市福寿園の管理運営に関する収支予算書(様式4-1)
高知市福寿園令和6年度から令和10年度までの収支予算書内訳(様式4-2)
情報開示希望申立書(様式5)
指定管理者の指定申請に関する誓約書(様式6)
委任状(主たる事務所以外へ委任する場合)
ニ 公の施設の管理に係る協定の締結に当たったるの個人情報取扱いに係る安全管理措置に関する誓約書

10 公募説明会及び施設見学

【令和5年12月募集時点】

- イ 窓口配布時間
午前9時～正午、午後1時～5時
- ウ 配布場所
高知市健康福祉部高齢者支援課
〒780-8571
高知市本町五丁目1番45号 本庁舎2階
電話番号 088-823-9441
FAX番号 088-823-9434
- エ 高知市ホームページアドレス
<https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/130/r5saiboshu-hukujuen.html>

(2) 配布資料

- ア 高知市福寿園指定管理者募集要項
- イ 高知市福寿園平面図
- ウ エ オ 高知市福寿園指定管理者仕様書
高知市福寿園各管理業務の仕様書
高知市福寿園事業実績資料
- カ 高知市福寿園管理運営に関する基本協定書(案)
- キ ク ケ コ 高知市福寿園管理運営に関する年度協定書(案)
高知市福寿園指定管理者に係るリスク分担表(以下「選定基準書」という。)
高知市福寿園指定管理者選定基準書(以下「選定基準書」という。)
コ 条例、規則、高知市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年条例第10号)、高知市福寿園養護老人ホーム管理規程(平成21年庁達第12号)、高知市高齢者緊急一時宿泊事業実施要綱(平成26年制定)、社会福祉施設における防火安全対策の強化について(昭和62年社施第107号)、高知市障書を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領(平成28年制定)、高知市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成17年条例第69号)、高知市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則(平成17年規則第126号)及び指定管理者業務評価指針
- サ シ ス セ ソ タ チ ツ テ ト ナ ニ 高知市公の施設に係る指定管理者公募説明会及び施設見学参加申込書(様式ア)
高知市公の施設に係る指定管理者指定申請に関する質問書(様式イ)
高知市公の施設に係る指定管理者指定申請辞退届出書(様式ウ)
高知市公の施設に係る指定管理者指定申請書(様式1)
法人の概要書(様式2)
事業計画書(様式3)
高知市福寿園の管理運営に関する収支予算書(様式4-1)
高知市福寿園令和6年度から令和10年度までの収支予算書内訳(様式4-2)
情報開示希望申立書(様式5)
指定管理者の指定申請に関する誓約書(様式6)
委任状(主たる事務所以外へ委任する場合)
ニ 公の施設の管理に係る協定の締結に当たったるの個人情報取扱いに係る安全管理措置に関する誓約書

10 公募説明会及び施設見学

【令和5年9月募集時点】

申請方法、申請書類、管理運営業務、現場の状況等について説明会を開催します。出席は必須としますので、必ず参加してください。

- (1) 日時 令和5年8月10日(木) 午後2時～3時
- (2) 場所 高知市福寿園元氣ふれあい館1階研修室 (高知市福井町748番地)
- (3) その他

ア 参加人数は、1法人2名までとします。

イ 次のとおり申し込み込んでください。連絡のない場合は、説明会への参加をお断りする場合があります。

(7) 提出期間

令和5年7月21日(金)～8月7日(月)

ただし、窓口での提出は、土曜日、日曜日を除きます。

(1) 窓口提出時間

午前9時～正午、午後1時～5時

(7) 提出先

高知市健康福祉部高齢者支援課

〒780-8571

高知市本町五丁目1番45号 本庁舎2階

電話番号 088-823-9441

FAX番号 088-823-9434

E-Mail kc-120900@city.kochi.lg.jp

担当者 立仙, 片岡

(エ) 提出書類

高知市公の施設に係る指定管理者公募説明会及び施設見学参加申込書(様式ア)

(オ) 提出方法

窓口での提出又はFAX若しくは電子メールによる提出とします。

なお、FAX及び電子メールで提出された場合には、10(3)イ(7)提出先の高齢者支援課担当者まで電話連絡をお願いします。

【令和5年12月募集時点】

申請方法、申請書類、管理運営業務、現場の状況等について説明会を開催します。出席は必須としますので、必ず参加してください。

- (1) 日時 令和5年12月12日(火) 午前10時～11時
- (2) 場所 高知市福寿園元氣ふれあい館1階研修室 (高知市福井町748番地)
- (3) その他

ア 参加人数は、1法人2名までとします。

イ 次のとおり申し込み込んでください。連絡のない場合は、説明会への参加をお断りする場合があります。

(7) 提出期間

令和5年11月24日(金)～12月11日(月)

ただし、窓口での提出は、土曜日、日曜日を除きます。

(1) 窓口提出時間

午前9時～正午、午後1時～5時

(7) 提出先

高知市健康福祉部高齢者支援課

〒780-8571

高知市本町五丁目1番45号 本庁舎2階

電話番号 088-823-9441

FAX番号 088-823-9434

E-Mail kc-120900@city.kochi.lg.jp

担当者 立仙, 片岡

(エ) 提出書類

高知市公の施設に係る指定管理者公募説明会及び施設見学参加申込書(様式ア)

(オ) 提出方法

窓口での提出又はFAX若しくは電子メールによる提出とします。

なお、FAX又は電子メールで提出された場合には、10(3)イ(7)提出先の高齢者支援課担当者まで電話連絡をお願いします。

11 質問の受付等

(1) 提出期間

令和5年8月10日(木)～8月18日(金)

ただし、8月10日(木)は、公募説明会及び施設見学の終了後、受付を開始します。また、窓口での提出は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律178条)に規定する休日(以下「祝日法による休日」という。)を除きます。

(2) 窓口提出時間

午前9時～正午、午後1時～5時

(3) 提出先

高知市健康福祉部高齢者支援課

〒780-8571

高知市本町五丁目1番45号 本庁舎2階

電話番号 088-823-9441

FAX番号 088-823-9434

E-Mail kc-120900@city.kochi.lg.jp

担当者 立仙, 片岡

11 質問の受付等

(1) 提出期間

令和5年12月8日(金)～12月15日(金)

ただし、窓口での提出は、土曜日、日曜日を除きます。

(2) 窓口提出時間

午前9時～正午、午後1時～5時

(3) 提出先

高知市健康福祉部高齢者支援課

〒780-8571

高知市本町五丁目1番45号 本庁舎2階

電話番号 088-823-9441

FAX番号 088-823-9434

E-Mail kc-120900@city.kochi.lg.jp

担当者 立仙, 片岡

【令和5年9月募集時点】

- (4) 提出書類
高知市公の施設に係る指定管理者指定申請に関する質問書（様式1）
- (5) 提出方法
窓口での提出又はFAX若しくは電子メールによる提出とします。
電話及び口頭による質疑は受け付けません。
なお、FAX又は電子メールで提出された場合には、11(3)提出先の高齢者支援
課担当者まで電話連絡をお願いします。
- (6) その他
受け付けた全ての質問の内容及びその回答は、ホームページで公表します。

【令和5年12月募集時点】

- (4) 提出書類
高知市公の施設に係る指定管理者指定申請に関する質問書（様式1）
- (5) 提出方法
窓口での提出又はFAX若しくは電子メールによる提出とします。
電話及び口頭による質疑は受け付けません。
なお、FAX又は電子メールで提出された場合には、11(3)提出先の高齢者支援
課担当者まで電話連絡をお願いします。
- (6) その他
受け付けた全ての質問の内容及びその回答は、ホームページで公表します。

12 申請

- (1) 提出期間
令和5年9月4日(月)～9月19日(火)午後5時
ただし、窓口での提出は、土曜日、日曜日及び祝日法による休日を除きます。
- (2) 窓口提出時間
午前9時～正午、午後1時～5時
- (3) 提出先
高知市健康福祉部高齢者支援課
〒780-8571
高知市本町五丁目1番45号 本庁舎2階
- (4) 提出方法
担当者 立仙、片岡
- (5) 提出書類
申請に際し、次に掲げる書類（以下「申請書類一式」という。）を提出してください。
ア 高知市公の施設に係る指定管理者指定申請書（様式1）
イ 法人の概要書（様式2）
ウ 事業計画書（様式3）
※ 別途、プレゼンテーション用の事業計画書の概要版を作成し、提出してください。
ウの概要版は任意のもので差し支えありませんが、A4版片面2ページ以内とし
ます。なお、事業計画書の概要版は、原則として公表しますので、記載内容に留意
してください。
エ 高知市福寿園の管理運営に関する収支予算書（様式4-1）
オ 高知市福寿園令和6年度から令和10年度までの収支予算書内訳（様式4-2）
※ 指定期間中の年度ごとに作成してください。ただし、毎年度の収支予算書内訳
が同じであれば1枚の提出で差し支えありません。
カ 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
キ 法人の登記事項証明書

12 申請

- (1) 提出期間
令和5年12月19日(火)～12月28日(木)午後5時
ただし、窓口での提出は、土曜日、日曜日を除きます。
- (2) 窓口提出時間
午前9時～正午、午後1時～5時
- (3) 提出先
高知市健康福祉部高齢者支援課
〒780-8571
高知市本町五丁目1番45号 本庁舎2階
- (4) 提出方法
担当者 立仙、片岡
- (5) 提出書類
申請に際し、次に掲げる書類（以下「申請書類一式」という。）を提出してください。
ア 高知市公の施設に係る指定管理者指定申請書（様式1）
イ 法人の概要書（様式2）
ウ 事業計画書（様式3）
※ 別途、プレゼンテーション用の事業計画書の概要版を作成し、提出してください。
ウの概要版は任意のもので差し支えありませんが、A4版片面2ページ以内とし
ます。なお、事業計画書の概要版は、原則として公表しますので、記載内容に留意
してください。
エ 高知市福寿園の管理運営に関する収支予算書（様式4-1）
オ 高知市福寿園令和6年度から令和10年度までの収支予算書内訳（様式4-2）
※ 指定期間中の年度ごとに作成してください。ただし、毎年度の収支予算書内訳
が同じであれば1枚の提出で差し支えありません。
カ 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
キ 法人の登記事項証明書

【令和5年9月募集時点】

- ク 国税及び地方税の滞納がないことを証明する書類 [未納のないことの証明。国税(税目は、法人税と消費税)・高知県税・高知市税(高知市に主たる事務所を設置していない法人は、主たる事務所を設置している自治体の証明)]
- ケ 貸借対照表、収支決算書その他財務の状況の概要が分かる書類
- コ 情報非公開希望申立書(様式5)
- サ 指定管理者の指定申請に関する誓約書(様式6)
- シ 委任状(主たる事務所以外へ委任する場合)
- ス その他申請に必要な書類
- (6) 提出部数
申請書類一式は、正本を1部、副本を13部の合計14部提出してください。
- (7) 注意事項
登記事項証明書、納税証明書等は、令和5年7月1日以降に発行されたものに限ります。また、貸借対照表、収支決算書等は提出日の属する事業年度の直近3年間分を提出してください。

13 選定方法

- (1) 書類審査
提出された指定申請書等により参加資格要件等に関する書類審査を行います。なお、必要に応じてヒアリングを行う場合があります。ヒアリングを行う場合は、別途連絡します。
- (2) 指定候補者の選定
提出書類の審査及びプレゼンテーションにより審査委員会が申請者の採点及び順位付けを行い、市は審査結果を踏まえ、指定候補者を選定します。なお、選定基準は、選定基準書のとおりです。
- (3) 最低基準点
各審査委員の採点を合計し、総得点が配点合計の6割を超えない法人は指定候補者として選定しません。
- (4) 指定候補者の決定
上記最低基準点を超える申請者のうち、合計得点が高い申請者を指定候補者とし、次に高い申請者を予備指定候補者とします。
なお、審査の合計得点が同点の場合は、提案された指定管理料の額が安価な申請者を高い順位とします。
また、提案された指定管理料の額も同額の場合は、くじにより決定します。
- (5) 予備指定候補者の繰上げ
指定候補者が管理運営業務を実施できない見込みとなった場合は、次の順位の予備指定候補者を繰り上げることとします。

14 選定結果のお知らせ

選定結果は、令和5年11月中旬(予定)に、申請者全員に対して、文書で通知します。

15 指定管理者の指定及び協定の締結

指定管理者の指定は、市議会の議決を経て行われます。指定管理者として指定された場合、実際の管理に当たっては、市と指定管理者は内容等について協定を締結します。

【令和5年12月募集時点】

- ク 国税及び地方税の滞納がないことを証明する書類 [未納のないことの証明。国税(税目は、法人税と消費税)・高知県税・高知市税(高知市に主たる事務所を設置していない法人は、主たる事務所を設置している自治体の証明)]
- ケ 貸借対照表、収支決算書その他財務の状況の概要が分かる書類
- コ 情報非公開希望申立書(様式5)
- サ 指定管理者の指定申請に関する誓約書(様式6)
- シ 委任状(主たる事務所以外へ委任する場合)
- ス その他申請に必要な書類
- (6) 提出部数
申請書類一式は、正本を1部、副本を13部の合計14部提出してください。
- (7) 注意事項
登記事項証明書、納税証明書等は、令和5年11月1日以降に発行されたものに限ります。また、貸借対照表、収支決算書等は提出日の属する事業年度の直近3年間分を提出してください。

13 選定方法

- (1) 書類審査
提出された指定申請書等により参加資格要件等に関する書類審査を行います。なお、必要に応じてヒアリングを行う場合があります。ヒアリングを行う場合は、別途連絡します。
- (2) 指定候補者の選定
提出書類の審査及びプレゼンテーションにより審査委員会が申請者の採点及び順位付けを行い、市は審査結果を踏まえ、指定候補者を選定します。なお、選定基準は、選定基準書のとおりです。
- (3) 最低基準点
各審査委員の採点を合計し、総得点が配点合計の6割を超えない法人は指定候補者として選定しません。
- (4) 指定候補者の決定
上記最低基準点を超える申請者のうち、合計得点が高い申請者を指定候補者とし、次に高い申請者を予備指定候補者とします。
なお、審査の合計得点が同点の場合は、提案された指定管理料の額が安価な申請者を高い順位とします。
また、提案された指定管理料の額も同額の場合は、くじにより決定します。
- (5) 予備指定候補者の繰上げ
指定候補者が管理運営業務を実施できない見込みとなった場合は、次の順位の予備指定候補者を繰り上げることとします。

14 選定結果のお知らせ

選定結果は、令和6年1月下旬(予定)に、申請者全員に対して、文書で通知します。

15 指定管理者の指定及び協定の締結

指定管理者の指定は、市議会の議決を経て行われます。指定管理者として指定された場合、実際の管理に当たっては、市と指定管理者は内容等について協定を締結します。

【令和5年9月募集時点】

協定は指定期間中の包括的な事項を定めた基本協定と、各年度の実施事項を定めた年度協定です。

基本協定と年度協定の内容は、高知市福寿園管理運営に関する基本協定書（案）及び高知市福寿園管理運営に関する年度協定書（案）を参照してください。

16 その他注意事項

- (1) 審査委員会委員との接触の禁止
申請者及びその関係者は、本募集要項の公表から指定期間の始期までの間、審査委員会委員と本件選定についての接触を禁じます。
 - (2) 重複申請等の禁止
一の法人が本件に関し、複数の申請をすることはできません。
 - (3) 申請に関する費用負担
申請に関する費用は、全て申請者の負担となります。
 - (4) 申請書類一式の著作権及び公表
申請書類一式の著作権は申請者に帰属します。ただし、市は、選定結果の公表等に必要なる場合には、申請書類一式の内容を使用できるものとします。
 - (5) 申請書類一式の取扱い
高知市が受付した申請書類一式は、理由のいかんに関わらず返知しません。
 - (6) 申請書類一式の変更
高知市が受付した申請書類一式は、原則として、追加、差替え等の変更は認められません。
 - (7) 申請辞退
申請者が申請を辞退するときは、必ず、窓口を高知市公の施設に係る指定管理者指定申請辞退届出書（様式ウ）を提出してください。
 - (8) 指定管理者の辞退
議会の議決により、指定候補者が指定管理者として指定された日以降に辞退することとは、理由のいかんにかかわらず認めません。万一、辞退した場合、高知市が被った損害について賠償しなければなりません。
 - (9) リスクの分担
施設の管理運営に伴うリスク分担については、リスク分担表に定めるとおりとします。
 - (10) 指定管理者の準備
指定管理者は、協定期間の開始前に管理運営に必要な準備を、自らの費用負担により行うこととします。
 - (11) 申請書類一式の公開
申請書類一式は、高知市行政情報公開条例（平成12年条例第68号）に基づき公開請求があった場合には対象文書として原則公開することとなります。しかしながら、事業を営む上で、権利、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められるに足りる合理的な理由がある情報は、同条例第9条第1項第3号の規定により非公開とできる場合があります。
- 申請書類一式において、当該規定適用により非公開とすることを希望する部分については、情報非公開希望申立書（様式5）により、該当部分と公開により正当な利益を害すると認められるに足りる具体的な理由を明示してください。非公開を希望する

【令和5年12月募集時点】

協定は指定期間中の包括的な事項を定めた基本協定と、各年度の実施事項を定めた年度協定です。

基本協定と年度協定の内容は、高知市福寿園管理運営に関する基本協定書（案）及び高知市福寿園管理運営に関する年度協定書（案）を参照してください。

16 その他注意事項

- (1) 審査委員会委員との接触の禁止
申請者及びその関係者は、本募集要項の公表から指定期間の始期までの間、審査委員会委員と本件選定についての接触を禁じます。
 - (2) 重複申請等の禁止
一の法人が本件に関し、複数の申請をすることはできません。
 - (3) 申請に関する費用負担
申請に関する費用は、全て申請者の負担となります。
 - (4) 申請書類一式の著作権及び公表
申請書類一式の著作権は申請者に帰属します。ただし、市は、選定結果の公表等に必要なる場合には、申請書類一式の内容を使用できるものとします。
 - (5) 申請書類一式の取扱い
高知市が受付した申請書類一式は、理由のいかんに関わらず返知しません。
 - (6) 申請書類一式の変更
高知市が受付した申請書類一式は、原則として、追加、差替え等の変更は認められません。
 - (7) 申請辞退
申請者が申請を辞退するときは、必ず、窓口を高知市公の施設に係る指定管理者指定申請辞退届出書（様式ウ）を提出してください。
 - (8) 指定管理者の辞退
議会の議決により、指定候補者が指定管理者として指定された日以降に辞退することとは、理由のいかんにかかわらず認めません。万一、辞退した場合、高知市が被った損害について賠償しなければなりません。
 - (9) リスクの分担
施設の管理運営に伴うリスク分担については、リスク分担表に定めるとおりとします。
 - (10) 指定管理者の準備
指定管理者は、協定期間の開始前に管理運営に必要な準備を、自らの費用負担により行うこととします。
 - (11) 申請書類一式の公開
申請書類一式は、高知市行政情報公開条例（平成12年条例第68号）に基づき公開請求があった場合には対象文書として原則公開することとなります。しかしながら、事業を営む上で、権利、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められるに足りる合理的な理由がある情報は、同条例第9条第1項第3号の規定により非公開とできる場合があります。
- 申請書類一式において、当該規定適用により非公開とすることを希望する部分については、情報非公開希望申立書（様式5）により、該当部分と公開により正当な利益を害すると認められるに足りる具体的な理由を明示してください。非公開を希望する

【令和5年9月募集時点】

部分がない場合でも「該当なし」と記載し、当該申立書は必ず提出してください。ただし、本市での検討の結果、公開となる場合もあります。

(12) 公の施設の管理に係る協定の締結に当たった個人情報の取扱いに係る安全管理措置に関する誓約書の提出について

指定管理者として指定された場合、当該施設の指定期間の始期までに、高知市健康福祉部高齢者支援課へ提出してください。提出方法等については、高知市健康福祉部高齢者支援課から連絡します。

(13) 法人の設立（支店等設置）・解散等の届出書の提出について

申請時点で本市に主たる事務所を設置していない法人が指定管理者として指定された場合、当該施設の指定期間の始期までに、高知県及び高知市へ提出してください（法人住民税を納める必要がない場合を除く。）。届出方法等については、各ホームページを参照の上、各窓口を確認してください。

ア 法人住民税

高知県庁ホームページURL <https://www.pref.kochi.lg.jp/>

(7) 窓口について

ホーム>組織から探す>総務部>税務課>県税の窓口

(1) 届出書について

ホーム>目的から探す>申請・届出・補助金等>申請・届出様式>法人の設立（支店等設置）・解散等の届出書

イ 法人住民税

高知市ホームページURL <https://www.city.kochi.kochi.jp/>

(7) 窓口及び届出書について

ホーム>事業者向け情報>税（事業者）>法人住民税>法人住民税

17

窓口

高知市健康福祉部高齢者支援課

〒780-8571

高知市本町五丁目1番45号 本庁舎2階

電話番号

088-823-9441

FAX番号

088-823-9434

E-Mail

kc-120900@city.kochi.lg.jp

担当者

立仙, 片岡

【令和5年12月募集時点】

部分がない場合でも「該当なし」と記載し、当該申立書は必ず提出してください。ただし、本市での検討の結果、公開となる場合もあります。

(12) 公の施設の管理に係る協定の締結に当たった個人情報の取扱いに係る安全管理措置に関する誓約書の提出について

指定管理者として指定された場合、当該施設の指定期間の始期までに、高知市健康福祉部高齢者支援課へ提出してください。提出方法等については、高知市健康福祉部高齢者支援課から連絡します。

(13) 法人の設立（支店等設置）・解散等の届出書の提出について

申請時点で本市に主たる事務所を設置していない法人が指定管理者として指定された場合、当該施設の指定期間の始期までに、高知県及び高知市へ提出してください（法人住民税を納める必要がない場合を除く。）。届出方法等については、各ホームページを参照の上、各窓口を確認してください。

ア 法人住民税

高知県庁ホームページURL <https://www.pref.kochi.lg.jp/>

(7) 窓口について

ホーム>組織から探す>総務部>税務課>県税の窓口

(1) 届出書について

ホーム>目的から探す>申請・届出・補助金等>申請・届出様式>法人の設立（支店等設置）・解散等の届出書

イ 法人住民税

高知市ホームページURL <https://www.city.kochi.kochi.jp/>

(7) 窓口及び届出書について

ホーム>事業者向け情報>税（事業者）>法人住民税>法人住民税

17

窓口

高知市健康福祉部高齢者支援課

〒780-8571

高知市本町五丁目1番45号 本庁舎2階

電話番号

088-823-9441

FAX番号

088-823-9434

E-Mail

kc-120900@city.kochi.lg.jp

担当者

立仙, 片岡